



埼玉県教育委員会における取組事例

〈資料〉

～県、市町村の研修から～

平成25年10月22日

埼玉県教育委員会

埼玉県管内図

(平成24年10月1日現在)



市町村数の主な推移

年月日	計	市	町	村
昭和 15.10.1	351	4	49	298
28. 9. 30	323	8	49	266
30. 10. 1	130	18	38	74
35. 10. 1	95	23	34	38
40. 10. 1	94	23	39	32
45. 10. 1	93	27	39	27
50. 10. 1	92	38	35	19
平成 3. 9. 1	92	41	40	11
3. 10. 1	92	42	39	11
8. 4. 1	92	43	38	11
13. 5. 1	90	41	39	10
14. 4. 1	90	41	40	9
17. 1. 1	89	41	40	8
17. 4. 1	85	40	39	6
17.10.1	78	40	33	5
18. 1. 1	73	40	30	3
18. 1. 10	72	40	29	3
18. 2. 1	71	40	30	1
19. 2. 13	70	40	29	1
22. 3. 23	64	40	23	1
23.10.11	63	39	23	1
24.10. 1	63	40	22	1

最近の市町村合併・市(町)制施行の状況

合併／施行期日	新市町名	合併関係市町村／旧町村名
平成13年5月1日	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市
13年5月1日	川里町	川里村
14年4月1日	大里町	大里村
17年1月1日	飯能市	飯能市、名栗村
4月1日	さいたま市	さいたま市、岩槻市
	秩父市	秩父市、吉田町、大滝村、荒川村
10月1日	熊谷市	熊谷市、大里町、妻沼町
	鴻巣市	鴻巣市、吹上町、川里町
	春日部市	春日部市、庄和町
	ふじみ野市	上福岡市、大井町
	小鹿野町	小鹿野町、両神村
18年1月1日	行田市	行田市、南河原村
	深谷市	深谷市、岡部町、川本町、花園町
	神川町	神川町、神泉村
1月10日	本庄市	本庄市、児玉町
2月1日	ときがわ町	都幾川村、玉川村
19年2月13日	熊谷市	熊谷市、江南町
22年3月23日	久喜市	久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町
	加須市	加須市、騎西町、北川辺町、大利根町
23年10月11日	川口市	川口市、鳩ヶ谷市
24年10月1日	白岡市	白岡町

資料: 県地域政策課

資料: 総務省統計局「国勢調査」、県地域政策課

1 埼玉県公立学校数及び児童生徒数

○総人口 7,221,179 (平成25年9月1日) 2010年全国5位

	学校数	児童生徒数	本務教員数
小学校	711 <u>*814</u>	312,778 <u>*379,030</u>	16,851 <u>*19,949</u>
中学校	364 <u>*421</u>	154,435 <u>*186,504</u>	9,920 <u>*11,719</u>
高等学校	147	127,253	8,303
特別支援学校	42	6,671	3,544
合計	1,264 <u>*1,424</u>	601,137 <u>*699,458</u>	38,618 <u>*43,515</u>

平成25年5月1日現在「学校基本調査」による

※1 *は、さいたま市立小・中学校を含んだ場合

※2 中学校数については、県立伊奈学園中学校を含む

※3 高等学校数については、複数課程併置校は1校として計上している。

※4 特別支援学校については、小学部、中学部の児童生徒数を含む。

※5 高等学校、特別支援学校の専攻科については計上していない。

2 更新講習受講対象者（修了確認期限平成24年度末）

	県立	市町村立	さいたま市	国立・私立	計
更新講習修了	814	1,843	342	466	3,465
免除	82	325	67	57	531
延期	118	111	13	19	261
合計	1,014	2,279	422	542	4,257

3 平成25年度10年経験者研修と県内大学免許状更新講習開設状況

月	日	曜	全県開催	地区別開催	10年経験者研修				県内大学 教員免許更新講習開設状況 (通信等による講習を開設している2大学については除く)									
					小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	必修	必修	選択	選択	選択	選択	選択	選択	選択	選択
7	22	月	環境教育	生徒指導					必修									
	23	火	教育課程(高)			生徒指導等	生徒指導等	生徒指導等	必修									
	24	水	教育課程(高)	教育課程(小)		教科指導	教科指導		選択									
	25	木	教育課程(高)	教育課程(中)	教科指導				A 大	選択	B 大							
	26	金	教育課程(高)	人権実践報告				教科指導	選択									
	27	土								必修								
	28	日								必修								
	29	月		人権実践報告、生徒指導		生徒指導等	生徒指導等	教科指導	必修	必修								
	30	火		人権実践報告、道德教育、生徒指導	生徒指導	教科指導			必修	必修								
	31	水			教科指導				必、選 C 大		D 大							
8	1	木				教科指導			必、選 C 大	必修	選択							
	2	金			教科指導	生徒指導等	生徒指導等	生徒指導等	必、選 D 大	必修	選択							
	3	土														選択 L 大		選択 M 大
	4	日																
	5	月	生徒指導、環境教育	生徒指導	教科指導			教科指導	必修 F 大	必修	選択 G 大	必修 H 大	選択 I 大	必修 J 大	選択 K 大			
	6	火	英語教育、健康教育	教科指導					必修 E 大	選択	必修 G 大	必修 H 大	選択 I 大	必修 J 大	選択 K 大	必修 L 大		
	7	水	環境教育			教科指導			選択 E 大	選択	必修 G 大	必修 H 大	選択 I 大	必修 J 大	選択 K 大	必修 L 大		
	8	木			教科指導				選択 E 大	選択	選択 G 大	選択 H 大	選択 I 大	選択 J 大	選択 K 大	必修 L 大		
	9	金	環境教育			教科指導		教科指導	選択 E 大	選択	選択 G 大	選択 H 大	選択 I 大	選択 J 大	選択 K 大	必修 L 大		
	10	土																
	11	日																
	12	月																
	13	火																
	14	水																
	15	木																
	16	金																
	17	土																
	18	日																
	19	月	幼稚園教育			教科指導			必、選 N 大		必、選 P 大	必修 Q 大	必修 R 大	必修 S 大				
	20	火	幼稚園教育					教科指導	必、選 N 大	必、選 P 大	必、選 Q 大	必修 R 大	必修 S 大					
	21	水		給与支給日のため、研修(出張)を設定せず					必、選 O 大									
	22	木			教科指導			教科指導										
	23	金																
	24	土																
	25	日														T 大		
	26	月														選択		
	27	火														選択		
	28	水														選択		
	29	木																
	30	金																
	31	土																

小・中学校は、市町村によっては、8月最終週から2学期の授業が始まる場合もあるため、基本的に研修は設定しない。

4 市町村の状況について

(1) 2～4年次の研修の実施例

学力向上、授業力向上に焦点化した研修等を実施

- ・ 2年次研修 3日間（市町村によって様々で日数は異なる）
内容…外国語活動、情報モラル、ホームページの作成、学級経営、保育体験、適応指導教室への参加、教材研究（指導案検討を含む）等

(2) 夏季休業日での独自の研修の実施例

- ・ 初任者研修 施設体験研修（社会教育施設による体験や地域貢献活動など）
3日間＝1日（見学）+2日（体験）
- ・ 5年経験者研修 社会貢献活動体験研修（図書館、文化財施設、老人介護施設など）
2日間
- ・ 20年経験者研修 社会体験、ボランティア体験研修
3日間以上

(3) 林間学校実施

平成23年度調査 小学校 397校／711校
中学校 22校／364校

(4) 8月下旬から2学期をスタートする市町村数

H25年度	8/26	27	28	29	30	合計
市町村数	6	1	3	3	3	16

5 学校現場への影響

- 夏季休業中に参加すべき研修が集中
また研修等の指導者として招聘される場合もある。
- 小学校では補充指導やプール指導、中学校においても補充指導や部活動の指導など
学校の行事等との調整
- 夏季休暇の取得、夏季休業日中の週休日の振替等の取得が難しい状況
- 校内研修等の日数確保が難しい状況

等

平成25年度10年経験者研修年間研修計画

埼玉県教育委員会

1 趣 旨

10年経験者研修の円滑、適切な実施を図るため10年経験者研修実施要項第5項に基づき、年間研修計画を定める。

2 所 管

教育公務員特例法第24条に基づき県教育委員会が実施する10年経験者研修は、県立総合教育センターが所管する。

3 研修期間

一年間とする。

4 対 象

10年経験者研修の対象となる教員（以下、「10年経験者研修教員」という。）は、10年経験者研修実施要項「2対象」のとおりとする。

5 研 修

10年経験者研修教員は、教育委員会が作成する10年経験者研修に関する計画書（以下、「研修教員研修計画書」という。）に基づき、以下の研修を受けるものとする。

(1) 教育センター等研修

夏季・冬季の長期休業期間等に、教育センター等において実施する教科指導、生徒指導等に関する研修。

(2) 学校研修

課業期間に主として校内において実施する、授業実践を通じた授業研究や教材研究、特定課題研究等を通じた研修。

6 研修日数

(1) 教育センター等研修	年間11日
内訳：共通研修	2日
教科指導等研修	6日
生徒指導等研修	3日
(2) 学校研修	年間20日

7 研修内容及び方法

(1) 教育センター等研修

ア 教育センター等研修の内容

下記の事項について、個々の教員の実態に応じて実施するものとする。

- ・ 教育理念
- ・ 教員としての心構え
- ・ 教科指導等
- ・ 生徒指導等
- ・ 情報教育、環境教育、産業教育、道徳教育、人権教育等
- ・ 発達障害等
- ・ 地域の文化財調査
- ・ その他必要な事項